

学生支援緊急給付金に関する差別是正を求める会長声明

政府は、2020年5月19日、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（以下、「本給付金」という。）を創設することを閣議決定し、その後募集、申請、給付の各手続きが進められている。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により世帯収入やアルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥り学業継続に困難をきたしている学生を救済し、教育を受ける権利の保障を図ろうとする措置である。多くの学生や教育関係者の切実な要求を受けて実現した必要な施策であり、ぜひとも積極的に進めるべきものである。

しかしながら、本給付金制度は、以下のとおり、合理的理由のない差別的な内容が含まれており、看過できない。

1 外国人留学生についてのみ「成績優秀者」の条件が課されていること

外国人留学生に対しては、本給付金の支給要件として、一律に「学業成績が優秀な者であること」、具体的には「前年度の成績評価係数が2.30以上であること」という条件を加重して、報道によれば事実上成績上位3割程度に制限し、学業成績以外の代替要件も定められていない。

外国人留学生に対する上記支給要件について、文部科学省は「いずれ母国に帰る留学生が多い中、日本に将来貢献するような有為な人材に限る要件を定めた」と説明したと報道されている（2020年5月20日共同通信）。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情は、外国人留学生であっても異なるものではなく、上記説明は合理性が認められず制度趣旨にも反する。

また、政府は、2008年、「留学生30万人計画」を打ち出し、「国際貢献」を掲げて外国人留学生を積極的に受け入れる政策を実施し、その結果、外国人留学生の人数は2008年から倍増し、宮崎県内においては2007年の141人から2018年の761人に急激に増加している（宮崎県令和元年度「宮崎県の国際化の現状」）。

それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大という本人に帰責性のない事情により学業の継続が困難になったときに、同じ学生でありながら外国人留学生にのみ過重な要件を課するのは、「国際貢献」どころか、「利用主義」の非りを免れず国際社会の信頼を損ないかねない。

2 朝鮮大学校が対象外となっていること

2020年5月19日の発表時点では、本給付金の支給対象は大学・大学院、専修学校及び日本語学校とされていたため、各種学校である朝鮮大学校のほかに、外国大学の日本校も

対象外となっていた。

その後文部科学省は、市民団体等からの指摘を受け、上記外国大学日本校については、各種学校の認可も受けていない学校も含めて対象とする旨変更したが、朝鮮大学校1校のみ、未だ対象外としたままである。

しかし、1998年に京都大学が朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め合格したことを契機として、1999年8月には文部科学省が学校教育法施行規則を改正して大学院入学資格を拡充し、法曹界においても旧司法試験の一次試験の免除や法科大学院の入学資格が認められ、その他税理士や社会保険労務士、社会福祉士、介護福祉士、保育士などの受験資格も認められてきた。このように他の外国大学日本校と同様に、朝鮮大学校を日本の高等教育機関として認める法制度や運用が既にいくつも存在している。そして朝鮮大学校の学生も、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情に変わりがない以上、支援の対象外とすることに合理的理由は見いだせない。

これら外国人留学生に対する支給要件の加重や朝鮮大学校の排除は、憲法14条の平等原則や、日本も批准する子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約に反するものである。

例えば人種差別撤廃条約第2条第1項(C)は、各締約国に対し、「政府(国及び地方)の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる」義務を定めているところ、今般の本給付金制度の差別的設計は、まさに新たに人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有する法制度と言わざるを得ない。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国連人権高等弁務官事務所のガイダンス(2020年4月29日現在)において、取り組みにあたり「誰ひとり取り残さない」ことを原則とし、「見落とされまたは排除されるおそれがあるかもしれない人々(国民的、民族的もしくは宗教的マイノリティ・中略・など)を特定するために特段の配慮が必要となろう」と指摘していることにも逆行する。

一時終息の兆しが見えたかと思われた新型コロナウイルス感染症は再び拡大を続け、経済状況は悪化しており、大学や学生に対する一層の支援が望まれるところである。

当会は、文部科学省に対し、本給付金制度の差別的設計を直ちに是正して経済的に困窮する学生に対し平等に本給付金を給付するとともに、今後も平等に支援を実施するよう求める。

2020年(令和2年)8月25日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁

